

岩手県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第18号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市老木地内及び川内地内
- 2 実施した期間 令和5年12月14日から令和6年5月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、三次元点群測量、地形測量及び路線測量